

山梨県公報

号外第四号

平成三十一年

一月二十五日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第十一号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十二号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十三号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十四号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十五号の布告公告……………二
- 山梨県選挙管理委員会告示第十六号の布告公告……………二
- 山梨県選挙管理委員会告示第十七号の布告公告……………二

選挙管理委員会

● 山梨県選挙管理委員会告示第十一号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

一 選挙の期日 平成三十一年一月二十七日

二 選挙の種類 甲府市長選挙

● 山梨県選挙管理委員会告示第十二号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

一 山梨県知事選挙

二 甲府市長選挙

● 山梨県選挙管理委員会告示第十三号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

一 選挙の期日 平成三十一年一月二十七日

二 選挙の種類 上野原市議会議員一般選挙

● 山梨県選挙管理委員会告示第十四号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙及び上野原市議会議員一般選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久

一 山梨県知事選挙

二 上野原市議会議員一般選挙

● **山梨県選挙管理委員会告示第十五号の公布公告**

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、次の選挙を平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙と同時に挙行する。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久

一 選挙の期日 平成三十一年一月二十七日

二 選挙の種類 中央市議会議員一般選挙

● **山梨県選挙管理委員会告示第十六号の公布公告**

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙及び中央市議会議員一般選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久

一 山梨県知事選挙

二 中央市議会議員一般選挙

● **山梨県選挙管理委員会告示第十七号の公布公告**

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

山梨県知事選挙及び上野原市議会議員一般選挙における投票の順序（平成三十一年山梨県選挙管理委員会告示第十四号）は、廃止する。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 久